

## 盛岡市による盛岡城址の岩手公園買収の経過と背景及び公園の維持管理

### Background and Progress of Purchase of “Iwate Park” at Morioka Castle Site and Maintenance and Management as a Public Park by the City of Morioka

野中 勝利  
Katsutoshi Nonaka

Iwate Prefecture managed “Iwate Park” on land leased from the Morioka Castle site. The city of Morioka purchased the land in 1934 and managed it as a public park. This was to accommodate a plan to fill in a portion of the moat to build a major road through the city. Morioka’s management of the park centered around maintenance and improvements. No new facilities were built, and the design of Yasuhei Nagaoka was largely preserved. However, some modern artificial ornaments were added. Later, as the war dragged on, the park management was strongly affected by the exigencies of wartime society.

**Keywords:** Morioka City, ruins of castle, park, purchase, maintenance  
盛岡市, 城址, 公園, 買収, 維持管理

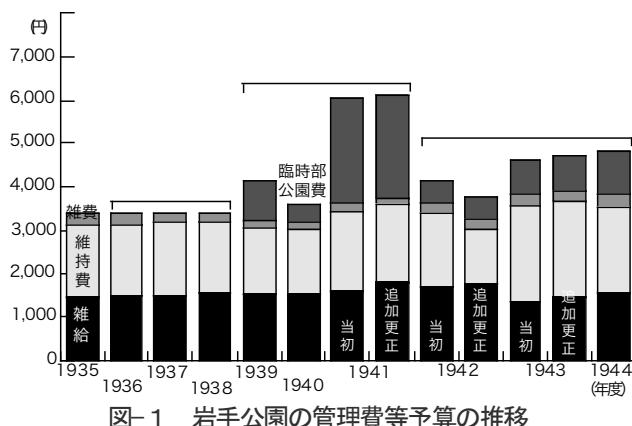
#### 1. 研究の背景と目的

長岡安平の設計として知られる岩手公園は開園後百年以上が経ち、歴史公園100選にも選定されている。

岩手県が盛岡城址の所有者である旧藩主南部家から無償貸与を受け、岩手公園として1906年に長岡の設計をもとに整備し、開園した。岩手県が公園管理をしてきたが、1934年に盛岡市が城址を買収することになり、公園の管理も移管された。そして現在も盛岡市が管理している。

戦前期に府県が管理する城址公園は千秋公園（久保田城址）、舞鶴城公園（甲府城址）や明石公園（明石城址）などがあったが、市や町が管理する城址公園に比べて少数だった。たとえば舞鶴城公園では、山梨県議会で議員から公園管理の市への移管について問題提起されたこともあるが<sup>1)</sup>、各県は管理を堅持していた<sup>(1)</sup>。戦前期に県から市へ管理が移管された岩手公園は特異な例である。

そこで本稿では、盛岡市による買収に至る経過とその背景、その後昭和戦前期の岩手公園の維持管理の状況について明らかにする。



1935年度から1944年度までの盛岡市の公園関係予算の推移は図-1に示す通りである。経常部の公園費は管理費として雑給、維持費及び雑費で構成されている。1939年度からは臨時部にも公園費が計上された。年度途中で予算の追加更正を確認できた場合は、それも含めていている。本稿では盛岡市にとって最初の公園予算を編成した1935年度における市会での議論とその執行をみたあと、1936年度から三ヵ年ごとに、公園の維持管理の予算と取り組みを明らかにする。

岩手県法務学事課、岩手県議会事務局、盛岡市議会事務局で確認した行政資料や議会資料の一次資料を基礎資料とした。そして当時の地元紙や文献資料を補完資料とした。特に毎年度の予算とそれを審議した議会の議事録に加え、毎年行政が作成している事務報告と財産表という経年的な行政資料や議会資料をもとにすることで、通時的な公園の維持管理を捉えることができる。

#### 2. 盛岡市による岩手公園の買収と公園管理の移管

##### (1) 盛岡城址の買収にかかる岩手県と盛岡市の協議

後述する岩手県会での県知事の説明にあるように、南部家が岩手公園地を急遽「万不得止御事情」で処分することになった。この南部家のやむを得ない事情とは、南部家当主だった利淳が1930年元旦に死去した<sup>2)</sup>あと、相続税の支出に困り、所有地である城址をその財源の一部にしようとしたことが背景にあった<sup>3)</sup>。

南部家は岩手県に買い受けを希望していたが、岩手県は無償借用期限が1935年までであることや財政の余裕がないことから、決断できなかった。特に1933年3月に岩手県沿岸は、いわゆる昭和三陸地震に伴う津波による甚大な被害があり、その復興も急務だった。

しかし協議は進展し、1934 年 4 月、知事は南部家の財政事情や城址保存の必要性から、臨時県会を招集して買収費を提案する方針を固めた。ただし買収費は 15 万円で十年間の年賦になる模様と報じられる一方、無償借り受けのままで良いという意見、多額の費用や公園管理の盛岡市への移管から買収反対の意見もあり、買収案は簡単には議会で通過しないであろうと観測されていた<sup>4)</sup>。臨時県会は当初 4 月下旬を予定していたが、知事の地方長官会議への出席のため 5 月になりそうだと報じられた<sup>5)</sup>。

岩手県による買収に対して郡部選出の県会議員には反対者がいたが、知事は買収策を押し進めていた。買収価格 15 万円のうち、県が 5 万円を拠出、南部家が 5 万円を寄付し、残りの 5 万円を盛岡市に支出するよう交渉していた。盛岡市は、4 月 28 日の盛岡市参事会で協議し、それを受け入れる方向になった。中村市長は、盛岡市は公園の所在地であり、南部家の家財整理に関するものであるから、受容するのが至当だと語っていたらしい<sup>6)</sup>。

この県当局の方針に対し、公園の利益を得るのは主として盛岡市民であるので、県が費用を支出することは不都合であるとの県会の意向が強まった。そのため県は盛岡市に「泣きを入れ」、盛岡市が購入することになった。南部家と三者で折衝を重ね、15 万円のうち南部家が 5 万円を盛岡市に寄付し、県も同額を盛岡市に補助することにした<sup>7)</sup>。買収は十年賦、すなわち年間 1 万 5 千円を盛岡市が南部家に支払い、このうち岩手県が 5 千円を補助し、南部家も 5 千円を盛岡市に指定寄付することになった。三者が同額を負担する形式だった。

このように岩手県からの懇意によって盛岡市は岩手公園の買収計画をたてた。盛岡市長は市会議員が出席していた水道委員会で了承されたとして、市会の決議を経ずに、県に対して買収費の補助申請を出した。しかし知事はそれを認めなかつたため、市長は補助申請をいったん撤回し、急遽、6 月 4 日に翌 5 日の緊急市会の招集状を発した<sup>8)</sup>。

## (2) 盛岡市会における買収にかかる議論

6 月 5 月に盛岡市緊急市会が招集され、市長は市会に「岩手公園移管及敷地買収ノ件」の議案を提出した。その内容は「岩手公園ヲ縣ヨリ移管ヲ受クルト共ニ同敷地ヲ南部伯爵家ヨリ金拾五萬圓ヲ以テ買受ケ昭和九年度ヨリ十ヶ年間ニ毎年度金壱萬五千円ツツ支拂フモノトス」とあった<sup>9)</sup>。

緊急市会の開催として、中村謙蔵市長からは次のような説明があった。従前から県から岩手公園の移管について交渉を受けていたが、最近になって県から内々の交渉があり、これを市が買収して市の公園として市民の「歡樂娛樂」の場所にすることを考えた。財源関係などがあり慎重に考慮していた。しかし何分にも、南部家では急いで処分したい意向があり、市で管理することもやむを得ないと判断した。市は実質的に 5 万円の負担になる。知事は臨時県会でこの補助金 5 万円を決定するので、早く市会の決議を経て、県に補助申請を出したい。臨時県会は 7 日までなので大多数

の協議、同意を得るために緊急市会を招集した。

先述のように市会に諮らずに県に提出した補助申請が却下されたため、市としては急を要した。なお中村盛岡市長は 5 月 7 日に教育界の不祥事に関連して一ヶ月後の 6 月 6 日に辞職することを表明していた<sup>10)</sup>。そのため 6 月 5 日の市会は、盛岡市長にとって在任中最後の市会であり、並行して開催される臨時県会での補助金の審議に影響があることから、即日の決議を求めていた<sup>11)</sup>。

それに対して議員から多くの質問や意見が相次いだ。賛意を示す意見がある一方、買収に慎重な意見や議論を先送りする意見などがあった。城址を買収して盛岡市が公園を管理することに対する否定的な意見もあった。また緊急市会の招集自体を批判する意見もあったが、最終的には多数決により原案は可決した。

続いて、関連した予算案等の審議に移った。公園関連では、歳出経常部に岩手公園の移管に伴う管理費がはじめて計上された。歳出臨時部には公園敷地買収費として十年賦の最初として 1 万 5 千円があった。一方、歳入では県費補助金として、敷地買収費補助として 5 千円を計上していた。さらに県からの移管に伴い、当該年度に県で予算化していた管理費のうち、盛岡市の管理が約 6 ヶ月として、その分の管理費を県から補助を仰ぐ予定として予算に見込んでいた。また指定寄附金として、公園地買収費のうち、南部家から寄付として単年度分の 5 千円も計上されていた。

市会議員からは、単年度の予算であり、次年度以降の県からの補助金や南部家からの寄附金の確約がないことへ不満や不安などの意見がだされた。そして県からの補助がない場合、南部家からの寄付がない場合には、公園地買収をしない条件を付けて原案について採決があり、賛成多数で可決された<sup>12)</sup>。

岩手公園敷地買収費に対する南部家からの 5 万円（1934 年度から十年間、毎年度 5 千円）の寄付申し出を採納する議案は、1935 年 2 月 5 日の市参事会で審議され、即日、議決された<sup>13)</sup>。

なお買収先から寄付を受けて、実質の支払い額が軽減された例は特異ではない。1905 年に徳島市が旧藩主蜂須賀家から徳島城址を 5 万 5 千円で買収するにあたり、蜂須賀家から 8 千円の寄付を受けている<sup>14)</sup>。

## (3) 岩手県の対応

岩手県は 1906 年に盛岡城址を所有者の旧藩主南部家から無償借用して公園を整備して開放した。それ以来、毎年、公園費を計上して維持管理を行っていた。

1934 年度も予算を確保して管理していたが、1934 年 6 月 7 日の臨時県会で公園敷地買収費補助に関する追加予算案等が審議された。知事はその経緯を次のように説明した<sup>15)</sup>。

岩手公園地はこのたび南部家が「万不得止御事情」により、急遽処分することになった。南部家も県も、名城址が失われる結果になることは遺憾であり、苦慮していた。そ

して今回、盛岡市が城址を 15 万円の十年賦で譲り受けて管理・保存することになった。そこで盛岡市からは、この買収費に対して県に補助の申請があった。申請通りに補助の総額を 5 万円とし、本年度から十年間、毎年 5 千円ずつ支することにしたい。その結果、県としては十年後には公園に関する経費は全く支出する必要がなくなる。なお盛岡市からの申請には公園設備の移管等のこともあるが、それは諸般の取り運びが具体的になったあとに県参事会に諮りたいと補足した。

この関連提出議案は、1934 年度追加予算に、「岩手公園敷地買収費補助」5 千円を計上することと、買収費補助金総額 5 万円を 1934 年度から 1943 年度までの 10 年間毎年 5 千円を盛岡市に支出する契約を結ぶ「予算外義務負担ノ件」の二件だった<sup>16)</sup>。

盛岡市会では県の補助金の将来的な確約がないことが批判されたが、県会では十年間の補助計画をしっかり議案に含めていた。これに関する県知事の説明に対する質疑はなく、満場一致で可決された。

岩手県はその後、岩手公園の盛岡市への移管に関連した議案を次のように県参事会に諮って決めていった。

11 月 2 日の県参事会で公園地費の更正予算と公園内の各種建物の盛岡市への無償譲渡の議案が提出された。庶務課長は、11 月 10 日頃までに盛岡市に移管を希望し、管理費の中で 1,189 円が余っているので、それを市に補助することにしたいと説明した。

そして 11 月 5 日の県参事会でいずれも原案通り可決した<sup>17)</sup>。すなわち公園内の建物等を盛岡市へ無償払い下げる「不動産処分ノ件」が可決され（表-1）<sup>18)</sup>、そして 1934 年度岩手県公園地費歳出更正予算によって公園管理費補助の費用が確保された（表-2）。さらに 12 月 26 日の県参事会で、公園地費に恵与 520 円を確保するため、資金繰り入れの追加予算も可決した<sup>19)</sup>。

岩手県の 1935 年度予算案は 1934 年 12 月の県会で審議されたが、公園関係費は、岩手公園敷地買収費補助として 5 千円が計上されたのみで、公園関係についての質疑もなかった<sup>20)</sup>。

#### （4）盛岡市による公園管理にかかる規程の整備

岩手県から盛岡市への岩手公園の移管は、1934 年 12 月 1 日で、3 日にその手続きが完了した<sup>21)</sup>。

表-1 不動産処分の件(1934 年 11 月)

公園看守人詰め所	和風 平屋 桁葺	1棟	建坪9.33坪
物置	和風 平屋 トタン葺	1棟	建坪4坪
人夫控え所	和風 平屋 トタン葺	1棟	建坪7.5坪
四阿	和風 平屋 桁葺	3棟	建坪6.23坪
四阿	和風 平屋 杉皮葺	2棟	建坪3.58坪
四阿	和風 平屋 草葺	2棟	建坪7.66坪
花籠堂	竹造	1棟	建坪3.46坪
便所	和風 平屋 桁葺	5棟	建坪8.75坪
便所	和風 平屋 杉皮葺	1棟	建坪1.75坪
猿小屋	平屋 金網造	1棟	建坪4坪
熊小屋	平屋 鉄筋コンクリート造	1棟	建坪3坪
見積価格	1千円		

資料) 「昭和九年岩手県参事会議決書」庶務課（岩手県法務学事課所蔵）

表-2 岩手県公園地費歳出更正予算

科目	更正予算	既定予算	比較
第一款 管理費	2,290	3,479	△1,189
第一項 管理費	2,290	3,479	△1,189
第一目 雜給	836	1,433	△597
第二目 維持費	1,290	1,790	△500
第三目 雜費	164	256	△92
第三款 公園管理費補助	1,189	1,189	
第一項 管理費補助	1,189	1,189	
第一目 補助費補助	1,189	1,189	
歳出合計	3,543	3,543	0

資料) 「昭和九年岩手県参事会議決書」庶務課（岩手県法務学事課所蔵）

表-3 盛岡市財産表

名称	棟数	建坪
看守人詰所	1	9.33
人夫控所及び物置	2	11.5
便所	6	10.5
四阿	8	20.93
動物小屋	2	7
(1934年12月末現在)		
資料) 「昭和十年市會及市參事會議案綱」庶務課 (盛岡市議会事務局所蔵)		

そして 12 月 27 日の市会で以下のような公園関連 4 案件などが審議された<sup>22)</sup>。

一つめは岩手公園内に所在する不動産を県から無償交付を受ける「不動産取得ノ件」である。県から公園に附属する建物を無償で交付を受ける議案だった。質疑はなく満場一致で可決した。この件は、先述のように 11 月 5 日に県参事会で盛岡市への無償払い下げが決められ、その内容が、岩手県内務部長から 12 月 3 日付で盛岡市長に通知があったものである<sup>23)</sup>。市会での議決内容は、県参事会での「不動産処分ノ件」（表-1）とまったく同じ内容である。12 月末現在の「盛岡市財産表」にはさっそく岩手公園内の建物も記載された（表-3）<sup>24)</sup>。

二つめは、公園内での禁止行為や使用許可など全十条からなる「公園管理規程」だった。この規程では「公益又ハ公衆ノ便宜上必要アリト認メタル場合ニ於テハ特ニ使用ヲ許可スルコトアルヘシ」とあることに対し、議員から、「公益又ハ公衆」の中に売店や飲食店は入るのかという質問があり、市当局者（助役）は入ると答弁している。その後採決により可決した。

三つめは、使用料の規程など全三条の「公園使用料條例」である。使用料は上限が示され、県の徴収額<sup>25)</sup>よりも多かった。内容を確認する 6 件の質問があったが、採決により原案通り可決した。なお公園内での行商人からは料金を徴収しないことが市当局から説明があった。

四つめは、「公園委員規程設定ノ件」だった。委員の目的、定員、任期の全三条だった。市会議員から三名は少ないので、五名に増員するよう修正動議が出され、この修正動議が採決により可決した。

こうして盛岡市は公園管理の各種規程を整えた。

### 3. 盛岡市による岩手公園買収の背景

#### （1）濠の埋め立てを伴う道路整備構想

岩手県と盛岡市が岩手公園の買収協議を進めていた 1934 年 5 月、盛岡市が南部土地株式会社による亀ヶ池の埋め立て計画に応じて分譲して、道路開鑿の実現を目指んでいると地元紙で報じられた<sup>26)</sup>。

城址西側の菜園地区は農地が広がっていた。地元財界人々が南部土地株式会社を組織し、1927 年に南部家から土地の払い下げを受け市街地開発を行った。1928 年に起工し、1929 年には盛岡駅前から大通りなどの幹線道路を整備し、

宅地開発を進めた<sup>27)</sup>。この大通りは昭和7年に県内で初めて舗装されている。しかし大通りから、中津川に架かる中の橋の東側にある中心商業地につながる連絡道路がなかった。大通りから中の橋に接続するためには、亀ヶ池になっていた濠を埋め立てて道路を整備することに地勢的合理性があった(図-2)。

盛岡市が城址の土地を所有することは、土地の使用や处分の主体性を獲得することである。民間会社に濠を含む土地の一部を売却して道路整備を期待するとともに、買収費用の一部を回収することが可能になる。岩手県との協議の過程で、盛岡市が岩手公園を買収することになった背景にはこうした意向があったとみられる。

その後、岩手公園の買収と管理の移管は市会と県会の議決を経て決まった。なお岩手公園の買収に関する審議を行った6月5日の市会では、議員からこうした報道をもとに、民間会社が公園の一部を買うことや濠をどうにかすることなどの「予約的事実」があるのかという質問があった。それに対し市長は別段の「予約」ではなく、今後の情勢によると答弁している。地元紙で報道された内容を前提とした公園買収は確定事項ではなく、市はそれを認めなかつた。

その後、正式に公園管理が盛岡市に移管され、岩手公園管理の各種規程を審議した12月27日の市会では、大通りと中の橋通りとを結ぶ幹線道路整備の建議案が提出され、満場一致で可決している<sup>28)</sup>。この路線の道路整備の必要性

が広く認識されていた。

南部家による城址の売却にあたって、当初は岩手県が買収する方向にあったが、盛岡市による購入になった。岩手県から盛岡市に対して要請があつたとみられるが、盛岡市がそれを受け入れた背景にはこの道路整備があつた。そのため盛岡市会では城址公園の買収にあたって多くの議論があつたが、市当局は押し切つた。買収が決まり、岩手公園の移管を受け、市会議員からの建議として道路整備の推進が明確になり、早期事業化が望まれた。

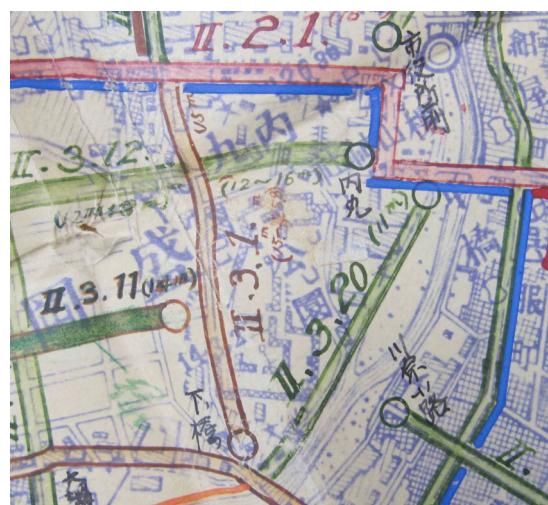
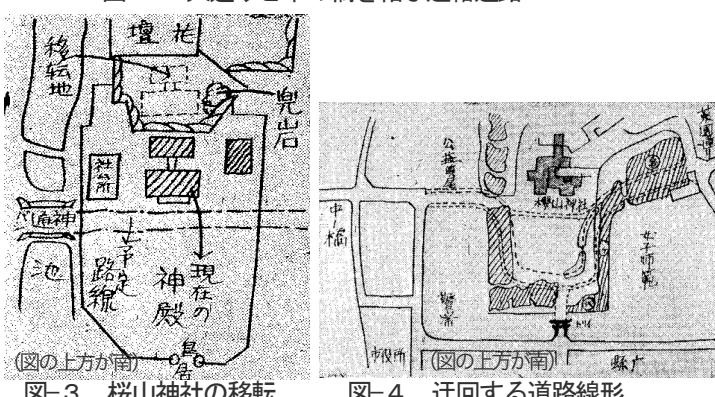
## (2) 道路整備計画の検討

盛岡市会での建議を受けるかたちで、盛岡市当局は道路整備計画を検討した。

この桜山神社の境内を通る道路の線形が課題だった。桜山神社の移転(図-3)や地下道の整備などが報じられた<sup>29)</sup>。そして神社の移転は多額の費用を要し、また神社局の意向もあるので容易には進まないとして、盛岡市は濠である亀ヶ池を埋め立てて貫通する直線道路を整備する方針も報じられた<sup>30)</sup>。ただしこれらの検討も盛岡市会や市土木委員会で結論が一致せず、さらに盛岡市当局は、亀ヶ池を埋め立てるが、境内を貫通する道路は濠に沿って迂回するような線形にする折衷案も検討した(図-4)<sup>31)</sup>。しかし今度は迂回に伴うカーブが多くなることに対し、盛岡署交通係当局から円滑な交通の妨げになるとして苦情が出された<sup>32)</sup>。

このようにこの時期には様々な議論が報じられた。この道路計画の検討経過をみると、民間会社への土地の売却や民間会社に道路整備を委ねるということはなくなっている。道路整備計画にあたって様々な線形が検討されたが、すぐには具体的な成案にならなかつた。歴史的遺構である濠の保存あるいは埋め立て、桜山神社の分断の是非などで意見がまとまらなかつたようである。

盛岡市は1928年に都市計画法の適用を受けたあと、1930年に都市計画区域を定めた。その後、都市計画街路網の策定が進められており、この路線もその一部になつた。そし



て3年後の1938年になって都市計画街路網は決定した。この路線は二等大路三類一二号「中ノ橋大通り線」(幅員12~16m)として桜山神社境内を横断するように計画され、その位置は濠の一部を含んでいる(図-5)<sup>33)</sup>。

#### 4. 1935年度の公園の維持管理

1935年2月の市会で1935年度予算が審議された。公園関係では初めての年度予算編成になった。歳入として、公園敷地買収費の県補助金5千円と公園買収費の指定寄附金5千円が計上された。歳出では公園の維持費を要する経費として3,377円が計上された<sup>34)</sup>。公園関係費は、岩手県では特別会計だったが、盛岡市では一般会計になった。公園地における使用料や伐木の売却費等の収入は経常部の歳入に含められた。

2月14日の市会での審議で、公園費に関して次のような質問があった<sup>35)</sup>。

公園費の内容をみると、県の予算を踏襲したにすぎない。岩手公園は今日までいろいろな地方の方が来られて、また市民も見ているが、見渡す限り公園内に何らめぼしいものもなく、また教育参考資料となるべきものもない。当局はどうのような考え方で予算案を提出したのか。

それに対し助役は、公園費は管理に要する費用を計上したが、移管したばかりで、公園の将来の設備等については今後十分に研究していくないと答弁している。

個別の予算審議は、議長が指名する予算委員に付託することになった。2月26日の市会で予算委員長から検討結果の報告がされ、原案に対して一部修正があったが、公園費は原案通りだった<sup>36)</sup>。なお予算委員会の審議内容は確認できる資料がなく不明である。

市当局からの予算説明にあるように、まだ岩手公園の管理が移管されて間もないため、独自の積極的な公園整備の方針がなかった。ただし1935年4月には、鶴ヶ池に噴水を設置する方針が報じられた<sup>37)</sup>。盛岡市への移管と水道完成を記念して、鶴ヶ池の岩上に雄雌の鶴の噴水を置く予定だった。この噴水の工費は2百円を見込んでいた。ただ予算審議では特にこの噴水整備に言及はなかった。

鶴の噴水はさっそく整備され、4月25日から披露された<sup>38)</sup>。三羽の鶴が設置され、そのうち二羽の口から水が吹き出していた。なおそれ以外の1935年度の具体的な維持管理の内容は不明である。

表-4 1936年と1938年の「事務報告」からみた公園の維持管理

年	1936年	1938年
内容	花見電灯特設。4月下旬から5月中旬にわたる桜花爛漫の好時季において桜林や梅林を中心に投光器、500ワット、200ワット、100ワット等の多数の臨時電灯を特設し、夜間花見観客の遊覧の便を図る。 4月下旬鶴ヶ池中央に大噴水を設備し、昼夜の別なく盛んに多量の水を噴出。7、8、9月の三ヶ月間は該池に大電灯を特設し、夜間納涼観客の便を図る。 岩手公園開園三十年・盛岡城築城三百五十年記念式と表彰式を挙行する(9月15日)。	花見電灯特設。4月下旬から5月中旬にわたる桜花爛漫の好時季において桜林や梅林を中心に投光器、500ワット、200ワット、100ワット等の多数の臨時電灯を特設し、不夜城の光景を呈し、夜間花見客の便を図る。 6月下旬からキツネ牝牡二頭、10月上旬からイタチ一頭、同月中旬からモルモット五匹を猿小屋付近で飼養する。 3月中旬からホロホロ鳥雌雄五羽、6月上旬からフクロウ、トビ雌雄各二羽、7月上旬からコノハヅク雌雄二羽を熊小屋付近で飼養するほか、猿小屋付近に新たに小鳥小屋を設置し、7月中旬からホホジロ、ウソ、ヒワ、ベニヒワ、ヒバリ等数十羽を放養する。
	渡雲橋、四阿、便所、木棚、水呑所、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。	花見時より市内各商店、料理店等からベンチ十脚の寄付を受け、園内各所に設備し、来園者に利便を与える。 四阿、便所、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。
出典資料	「昭和十一年盛岡市事務報告書」「昭和十二年市會事務會議案綱」「昭和十二年市會二閏スル書類」庶務課(盛岡市議会事務局蔵)	「昭和十三年事務報告」の原稿、「昭和十四年市會二閏スル書類」庶務課(盛岡市議会事務局蔵)

#### 5. 1936年度から1938年度の公園の維持管理

##### (1) 予算及び予算審議

1936年度予算は、1936年2月の市会で審議された。同予算では、歳出臨時部に公園費2千円が計上された。旧二の丸の中央に一大噴水を設置するための費用だった<sup>39)</sup>。

盛岡市会では提出された予算案は予算委員会に付託され、そこで集中して審議され、市会ではその結果が報告される。2月28日の市会で予算委員会の報告があり、臨時部の公園費がすべて削除された。その理由は、財源はなくはないが、制限外の課税や備忘基金まで利用している今日の窮屈した市の予算状況から2千円を投じて噴水等の設備をする事は妥当ではないためだった。予算委員会の修正動議はそのまま採決され、賛成多数でそのまま可決された<sup>40)</sup>。

盛岡市は前年に水道完成を記念して亀ヶ池で噴水装置を整備したことから、次に旧二ノ丸での噴水設備を計画した。この噴水設備費は市会に提出する前に公園委員会で公園管理費とともに諮って認められていた<sup>41)</sup>。しかし市会でその予算化が認められなかつた。

1937年度の市予算編成では、歳出経常部の公園費、歳出臨時部の公園敷地買収費は前年度と同様だった<sup>42)</sup>。公園関係費は原案通り可決された<sup>43)</sup>。1938年度予算も同様の経過を経て、特に議論もなく原案通り可決された<sup>44)</sup>。

この期間では1936年度予算案で特に臨時部に噴水設備費を計上したが、認められず、その後は特別な予算計上をしなかつた。それ以外に経常部に計上された公園管理費は対前年度でほぼ踏襲した内容だった。

##### (2) 「盛岡市事務報告」等からみた公園の維持管理

盛岡市は毎年、市会に盛岡市事務報告(以下、「事務報告」とする)を提出しており、その中で公園の項で掲載している内容から、公園の管理にかかわる内容を整理したのが表-4である。

1936年の事務報告書における公園の項は次の通りである。4月下旬から5月中旬にわたる桜花の時季では多数の臨時電灯を特設し、夜桜見物客の利便を図っている。そして先述のように鶴ヶ池中央に大噴水を設備したことが記載され、昼夜の別なく盛んに多量の水を噴出し、7月から9月の三ヶ月間は夜間の納涼客のために電灯を特設している。このほか、四阿や便所などの修繕を行っている。

1937年の事務報告書を確認することができなかつたが、1938年の事務報告書でも桜の花見期の夜間照明と四阿等の修繕が記載されている。

特に1936年には岩手公園開園三十年・盛岡城築城三百五十年記念式と表彰式が挙行された。この記念式にあわせて盛岡城とその城址の歴史をとりまとめた『盛岡城』が発行された。その中で、岩手公園については、1934年12月1日に県から盛岡市が移管を受けて以来、水道の水を引き上げて水呑所を設備したり、三の丸水呑所付近から運動場への巨岩に水を引き入れて瀧を見せたり、鶴ヶ池に噴水を設備したり、運動場の東北隅に猿や雉子、鳩などの獣や鳥類を飼ったりして、日一日と公園としての設備の完成へと急いでいる紹介されている<sup>45)</sup>。盛岡市によって二年足らずでこのような公園整備がされていたことがわかる。

事務報告書と同様に盛岡市が毎年作成している「盛岡市財産表」(以下、「財産表」とする)をみると、1934年12月現在の財産表(表-3)とまったく同じだった<sup>46)</sup>。この三年間で新たな建造物等の設置はなかつた。

## 6. 1939年度から1941年度の公園の維持管理

### (1) 予算及び予算審議

1939年度盛岡市予算案は、1939年2月17日の市会で諮詢された。公園関係予算は経常部に加えて、臨時部にも公園費が営繕費として930円が計上された。噴水やスベリ台の設置費用と渡雲橋の修理費だった。1936年度予算で噴水設置の費用が臨時部に計上されて以来の臨時部の予算化だった<sup>47)</sup>。2月27日市会で、予算案の審査附託を受けた予算委員会の報告があり、一部の修正はあったが公園関連予算は原案通りに議決された<sup>48)</sup>。1936年度予算では認められなかつた臨時部の公園費予算も成立した。

一方、岩手県の1939年度予算案は1938年11月から始まつた県会に提出され、対前年度比で約5.9%の節減になり、公園の敷地買収費補助も半額になつた。この予算原案は可決された<sup>49)</sup>。この1939年度予算では半額の2千5百円になつたのである<sup>50)</sup>。

そして県から正式に市にこの減額が通知されたことを受け、1939年6月の市会で、第4次追加更正予算案が提出され、公園敷地買収費1万5千円が1万円に修正された。

表-5 1939年から1941年の「事務報告」からみた公園の維持管理

年	1939年	1940年	1941年
内容	花見電灯特設。4月下旬から5月中旬にわたる桜花爛漫の好時季において桜林や梅林を中心に投光器、500ワット、200ワット、100ワット等の多数の臨時電灯を特設し、不夜城の光景を呈し、夜間花見客の便を図る。	花見電灯特設。4月下旬から5月中旬にわたる桜花爛漫の好時季において桜林や梅林を中心に投光器、500ワット、200ワット等の多数の臨時電灯を特設し、不夜城の光景を呈し、夜間花見客の便を図る。	花見電灯特設。4月下旬から5月中旬にわたる桜花爛漫の好時季において桜林や梅林を中心に投光器、500ワット、200ワット等の多数の臨時電灯を特設し、不夜城の光景を呈し、夜間花見客の便を図る。
	5月中旬からタヌキ牝牡二頭、6月中旬からアナグマ一頭、6月下旬からサル一頭並びに1月上旬からジュズカケバト三羽、12月下旬からヨリコノハヅクニ羽を鹿小屋付近で飼養。	10月上旬からタカ一羽、11月中旬からワシ一羽を鹿小屋付近で飼養。	渡雲橋は明治39年9月の架橋で、以来三十餘年を経て腐朽が著しく、本年度に改築を計画し、7月30日着手11月27日に竣工。
	旧二の丸御手植えの松前の広場に噴水設備の計画を立て、6月中旬工事に着手し、9月下旬竣工。	四阿、便所、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。	四阿、便所、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。
	7月上旬から東運動場に新たに滑り台を設備。		
	四阿、便所、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。		
出典資料	「昭和十四年盛岡市事務報告」「昭和十五年市參事會關係案綴」庶務課（盛岡市議会事務局蔵）	「昭和十五年盛岡市事務報告」「昭和十六年市參事會會議案綴」庶務課（盛岡市議会事務局蔵）	「昭和十六年盛岡市事務報告」「昭和十七年市參事會會議案綴」庶務課（盛岡市議会事務局蔵）

公園敷地買収費に対する県の補助額が2千5百円になったことから、南部家の諒解を得て市も同額の2千5百円だけ支出することにしたため5千円が減額された。議論の後、最終的には満場一致でこの補正予算案は可決した<sup>51)</sup>。

1940年度および1941年度の予算案でも、それぞれ臨時部に公園費が計上された(図-1)。特に1941年度では渡雲橋の改築費として2千円が見込まれた。いずれも原案通り、市会で可決された<sup>52)53)</sup>。

### (2) 「盛岡市事務報告」等からみた公園の維持管理

この三年間の「事務報告」から公園に関する記載をみると(表-5)、まず従前から続く桜の花見期間における夜間照明が続けられていることがわかる。また小動物や鳥の飼育も1939年、1940年もその種類や数を増やしている。また毎年、四阿や便所などの修繕を行っている。なお毎年、花卉や樹木などの手入れはされているとみられるが、事務報告からはその内容は判然としない。

公園に付随する設備等の増改築をみると、先述した予算の臨時部で計上された項目が着実に実施されていることがわかる。すなわち1939年度には旧二の丸で噴水設備、運動場で滑り台が整備され、1941年度には、1906年に架橋され老朽化が著しかった渡雲橋の改築がされている。

一方、この期間における毎年末現在の「財産表」をみると、1934年12月末現在の財産表(表-3)からの増減はなかった<sup>54)</sup>。この三年間でも新たな四阿等の整備はなかつたことが裏づけられる。

## 7. 1942年度から1944年度の公園の維持管理

### (1) 予算及び予算審議

1942年度予算案は極めて緊縮の方針だったが、歳出経常部の公園費の総額は前年度と変わらなかつた。また歳出臨時部では、公園敷地買収費は前年度と同じ、公園費は鹿小屋及び四阿等の修繕費として5百円が計上されていた<sup>55)</sup>。比較的、公園に関する費用は維持された。

さらに1943年度予算案は緊縮の編成方針になり、行政の簡素化により吏員等を前年度に比べ一割を減じた。公園管理の園丁も一人減らした予算になったが、四阿等の修繕費などで維持費は増額されていた<sup>56)</sup>。1944年度予算案も費目

により増減はあるが、総額では増額だった<sup>57)</sup>。

この三年間は戦時下ではあったが、公園関係予算の総額は少しではあるが増額され、維持管理の費用は確保された。

以上は当初予算の状況であったが、1943年にはいわゆる補正予算で公園敷地買収費が増額された。1939年度予算から県からの補助額が半額になり、それ以降も買収費は1万円で計上されていた。この1943年6月の市会で審議された盛岡市歳入歳出第5次追加更正予算<sup>58)</sup>では、配付税額の増額を受けたものであり、加えて県からの公園敷地買収費補助が当初の見込み2千5百円が1万円に増額になったことも反映された。公園費も雑給のうち園丁兼看守人の日給を増額することに伴い96円が増額になった。満場一致で可決された<sup>59)</sup>。

県の敷地買収費補助金は1934年度から1943年度までの十ヶ年毎年5千円を補助することになっていた。しかし1939年度以降は2千5百円になったが、今回の1万円への増額により県からの補助が完了するとの説明があった<sup>60)</sup>。

計算上の総額からは2千5百円が不足し、1942年度以前に年度途中で加算があったとみられるが、該当する市会資料及び県会資料は見あたらなかった。また増額を決めたとみられる1943年度の臨時県会や県参事会の議事録も確認できず、なぜ財政が厳しくなってきたこの時期に増額されたのか、南部家からの要請があったのか、その背景や理由は判然としない。

いずれにしても1943年度中に南部家からの公園敷地の買収にかかる支出は終了した。そのため1944年度は市予算、県予算ともに公園敷地買収にかかる費目はなくなった。

## (2) 「盛岡市事務報告」等からみた公園の維持管理

この期間の「事務報告」をみると(表-6)、毎年、四阿等の修繕はされているが、桜の花見期間の夜間照明はなくなりた。また1942年には石垣や坂道の鉄鎖は撤去されシロ繩で代替され、1944年に故南部中尉の銅像も軍需資材に転用するため供出されたことがわかる。さらに1944年には花壇を廃止して運動場を拡張し、四阿を旧二の丸に移築した。また食料増産のために旧本丸等を畠地として、濠だった池を鯉の養魚場として貸し付けていたほか、小動物や鳥

の飼育もやめた。この三年間は時局下の影響を強く受けた公園管理になったことがわかる。

一方、1942年末と1943年末現在の「財産表」をみると<sup>61)</sup>、1934年12月末現在の財産表(表-3)からの増減はなかった。結局、盛岡市は公園管理の移管後約十年間で、四阿等の新たな建造物などの資産となる整備がなかったことがわかる。

## 8.まとめ

盛岡城址の岩手公園は、旧藩主南部家から岩手県が土地を無償で借り受け整備し、管理していた。南部家の都合から土地が売却されることになり、当初は岩手県が購入する方向だったが、盛岡市が買収することになった。岩手県からの要請によるものだったが、盛岡市は濠の一部を埋め立てて市街を貫通する幹線道路の整備を背景として、それを受け入れた。

土地の買収と公園管理の移管により、さっそく盛岡市は道路の整備計画を検討した。最終的には都市計画街路として計画決定されたが、終戦までには事業化されなかつた。

南部家からの土地買収費15万円は十年賦として、盛岡市、岩手県、南部家が三分の一ずつ負担することにした。途中、岩手県が買収費補助額を半額にしたが、最終的には岩手県がその分を含めて支出することになり、十年後に買収費は完済された。

盛岡市は公園の移管後、維持管理にかかる予算を毎年確保しているが、岩手県から受け継いだ公園の維持や改修が中心だった。四阿等の新設や取り壊しなどをせずに修繕を繰り返し、公園中心部にある老朽化した渡雲橋も改築した。すなわち長岡安平が設計した公園を維持することが主眼にあつた。ただし行楽客のための夜間照明や上水道の開通を記念した噴水や滝などの近代的人工装飾は施された。なお「事務報告」では小動物などの取り扱いはわかるが、予算にも毎年計上されている植物関係の具体的な植栽や手入れなどの取り組みはわからない。

一方、厳しい時局下を背景として、運動場の拡張、畠地や養魚場としての貸与など、オープンスペースとしての公園用地の転用が図られた。また鉄鎖や銅像などの金属供出

表-6 1942年から1944年の「事務報告」からみた公園の維持管理

年	1942年	1943年	1944年
内容	四阿、便所、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。  石垣、坂等に設備してある鉄鎖は、時局柄、これを取り外し、シロナワで代用する。	四阿、藤棚、園丁室、渡雲橋、人止杭、ベンチ、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。	時局下で青少年の体力向上に資するため、花壇を移転して運動場を拡張する計画があつたが、適地がないため、やむを得ず今春に花壇を廃止し、花壇の四阿を旧二の丸の一隅に移転する。
			四阿、藤棚、渡雲橋、人止杭、運動器具等をそれぞれ修繕工事を行う。
			飼養中のキツネ、タヌキ、タカ及びトビは食料欠乏のため、今春飼養を取り止めた。
			時局柄、食料増産のため今春盛岡青年学校に対し旧本丸76坪、旧二の丸211坪、桜林12坪を貸し付けたところ、大豆、馬鈴薯、キャベツ、ナス等の農産物を作付し相当な収穫を収める。鶴ヶ池及び亀ヶ池を鯉の養殖場として魚類小売統制組合に貸し付ける。
出典資料	「昭和十七年盛岡市事務報告」「昭18市会参事会議案」庶務課(盛岡市議会事務局蔵)	「昭和十八年盛岡市事務報告」「昭19市会参事会議案」庶務課(盛岡市議会事務局蔵)	「昭和十九年盛岡市事務報告」「昭和二十年市会参事会議案」庶務課(盛岡市議会事務局蔵)

や動物類の飼育中止など、戦時下の影響を強く受けた公園管理になった。

## 図版出典等

- 図-1 : 各年の盛岡市会に関する書類（盛岡市議会事務局蔵）から作成。  
図-2 : 「盛岡市勢要覧」付図（1937年）をもとに作成。  
図-3 : 岩手日報、1935年3月19日  
図-4 : 岩手日報、1935年4月9日  
図-5 : 『昭和十三年公文雜纂卷五十三』（国立公文書館蔵）

## 【補注】

- (1) 千秋公園は1953年に、秋田県から秋田市に管理が移管された。

## 【参考・引用文献】

- 1) 野中勝利(2013)「近代の甲府城址における公園化の背景と経緯」*ランドスケープ研究*76(5), pp427-432、日本造園学会
- 2) 向井長純(1930)『おもかげ』向井長純、p111
- 3) 盛岡市史編纂委員会編(1966)『盛岡市史』第九分冊昭和期上、盛岡市庁、p197
- 4) 岩手日報、1934年4月7日
- 5) 岩手日報、1934年4月18日
- 6) 岩手日報、1934年4月30日
- 7) 岩手日報、1934年5月19日夕刊（5月18日発行）
- 8) 岩手日報、1934年6月6日夕刊（6月5日発行）
- 9) 『昭和九年市會ニ関スル書類』庶務課、盛岡市議会事務局蔵
- 10) 岩手日報、1934年5月8日
- 11) 岩手日報、1934年6月6日
- 12) 「昭和九年六月五日盛岡市會議事速記録」『昭和九年盛岡市會速記録』盛岡市會、盛岡市議会事務局蔵
- 13) 『昭和十年市會及市參事會議案綴』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 14) 野中勝利(2015)「近代の徳島城址における公園化の背景と経緯」*都市計画論文集*50-1, pp69-80
- 15) 『昭和九年六月岩手縣臨時縣會會議錄』第三号（岩手県議会事務局蔵）
- 16) 『昭和九年六月岩手縣臨時縣會決議錄』（岩手県議会事務局蔵）
- 17) 「昭和九年岩手県參事會々議錄」庶務課（岩手県法務学事課蔵）
- 18) 「昭和九年岩手県參事會議決書」庶務課（岩手県法務学事課蔵）
- 19) 「昭和九年岩手県參事會議決書」庶務課（岩手県法務学事課蔵）
- 20) 『昭和九年岩手縣通常縣會會議錄』（岩手県議会事務局蔵）
- 21) 岩手日報、1934年12月4日夕刊（12月3日発行）
- 22) 「昭和九年十二月二十七日盛岡市會議事速記録」『昭和九年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 23) 『昭和九年市會ニ関スル書類』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 24) 『昭和十年市會及市參事會議案綴』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 25) 『昭和九年市會ニ関スル書類』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 26) 岩手日報、1934年5月6日夕刊（5月5日発行）
- 27) 吉田義昭、及川和哉(1991)『図説盛岡四百年下巻 I』郷土文化研究会、pp102-105
- 28) 岩手日報、1934年12月28日
- 29) 岩手日報、1935年3月19日
- 30) 岩手日報、1935年3月31日
- 31) 岩手日報、1935年4月9日
- 32) 岩手日報、1935年4月12日
- 33) 『昭和十三年公文雜纂卷五十三』（国立公文書館蔵）
- 34) 「昭和十年二月十三日盛岡市會議事速記録」『昭和十年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 35) 「昭和十年二月十四日盛岡市會議事速記録」『昭和十年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 36) 「昭和十年二月二十六日盛岡市會議事速記録」『昭和十年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 37) 岩手日報、1935年4月11日
- 38) 岩手日報、1935年4月26日
- 39) 「昭和十一年二月十三日盛岡市會議事速記録」『昭和十一年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 40) 「昭和十一年二月二十八日盛岡市會議事速記録」『昭和十一年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 41) 「昭和十一年盛岡市事務報告書」『昭和十二年市會市參事會議案綴』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 42) 「昭和十二年二月十三日盛岡市會議事速記録」『昭和十二年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 43) 「昭和十二年二月二十七日盛岡市會議事速記録」『昭和十二年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 44) 「昭和十三年二月十四日岩手縣盛岡市々會々議錄」『昭和十三年二月二十七日岩手縣盛岡市々會々議錄』『昭和十一年以降盛岡市會々議錄』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 45) 上飯坂直美(1936)『盛岡城』岩手公園開園三十年盛岡築城三百年記念出版會、pp31-33
- 46) 『昭和十二年市會ニ関スル書類』庶務課、『昭和十三年市會ニ関スル書類』庶務課、『昭和十四年市會ニ関スル書類』庶務課（いずれも盛岡市議会事務局蔵）
- 47) 「昭和十四年二月十七日盛岡市會議事速記録」『昭和十四年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 48) 「昭和十四年二月二十七日盛岡市會議事速記録」『昭和十四年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 49) 『昭和十三年岩手縣通常縣會會議錄』（岩手県議会事務局蔵）
- 50) 『昭和十三年岩手縣通常縣會決議錄』（岩手県議会事務局蔵）
- 51) 『昭和十四年盛岡市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 52) 「昭和十五年二月十九日岩手縣盛岡市々會々議錄」『昭和十一年以降盛岡市會々議錄』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 53) 「昭和十六年二月二十二日岩手縣盛岡市々會々議錄」『昭和十六年二月二十八日岩手縣盛岡市々會々議錄』『昭和十一年以降盛岡市會々議錄』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 54) 『昭和十五年市會ニ関スル書類』庶務課、『昭和十六年市會參事會議案綴』庶務課、『昭和十七年市會ニ関スル書類』庶務課（いずれも盛岡市議会事務局蔵）
- 55) 「昭和十七年二月二十二日盛岡市會會議錄」『昭和十七年市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 56) 「昭和十八年二月二十一日盛岡市會會議錄」『昭和十七年市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 57) 「昭和十九年二月十九日盛岡市會議事速記録」『昭和十七年市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 58) 『昭和十七年市會ニ関スル書類』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 59) 「昭和十八年六月八日盛岡市會會議錄」『昭和十七年市會速記録』盛岡市會（盛岡市議会事務局蔵）
- 60) 『昭和十七年市會ニ関スル書類』庶務課（盛岡市議会事務局蔵）
- 61) 『昭18 市会參事會議案』庶務課、『昭19 市会參事會議案』庶務課（いずれも盛岡市議会事務局蔵）